

最高裁秘書第4640号

令和元年9月18日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

平成31年2月13日付け（同月15日受付、最高裁秘書第816号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

岡部喜代子裁判官の履歴書（片面で4枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、個人識別情報（本籍地等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

年 号	月 日	出生地	現住所	本 籍	氏 名	年 月 日	昭和二十四年三月二十日				
一	札幌家庭裁判所判事補に補する	札幌簡易裁判所判事に兼ねて任命する	札幌簡易裁判所判事に補する	札幌家庭裁判所判事に兼ねて任命する	簡易裁判所判事に兼ねて任命する	内 閣	内 閣	内 閣	内 閣	内 閣	内 閣
四	九	一	四	九	三〇	東京地方裁判所判事補の職務代行を命ずる	東京地方裁判所判事補の職務代行を命ずる	東京地方裁判所判事補の職務代行を命ずる	東京地方裁判所判事補の職務代行を命ずる	東京地方裁判所判事補の職務代行を命ずる	東京地方裁判所判事補の職務代行を命ずる
五 六	九	一	四	九	二	九	九	四	四	九	五
						昭和五 一	四	四	一	九	五 一
						年 号	月 日	年 号	月 日	年 号	月 日
						昭和五 一	四	九	九	昭和五 一	四
						年 号	月 日	年 号	月 日	年 号	月 日
						1 丁					

2丁

岡部喜代子

年 号	月 日	事 項	序 名	所 判 所	職 業 用 紙	被 訴 書 類	3丁
平成一七	四	厚生労働省援護審査会委員（～平成十四年十月）					
		中央労働委員会公益委員（～平成二十二年三月）					
		最高裁判所家庭規則制定諮詢委員会委員（～平成二十二年六月）					
平成一九	四	慶應義塾大学大学院法務研究科非常勤講師（～平成十九年三月）					
	五	厚生労働省援護審査会委員（～平成十八年八月）					
		慶應義塾大学大学院法務研究科教授（～平成二十二年四月）					
平成二〇	一〇	青山学院大学法科大学院非常勤講師（～平成二十二年三月）					
平成二二	六	労働政策審議会労働条件分科会委員（～平成二十二年三月）					
平成二三	四	オーストラリア連邦における司法事情視察 最高裁判所判事に任命する					
平成二三	一六	弁護士名簿登録取消					
		等のため約十二日間、予定ど同國に出張を命ずる					
		〔平成二十四年二月十二日 出発〕					
最高裁判所		内閣					

